

令和4年8月

農業委員会 だより

美しい呉の農地を守り
次の世代へバトンをつなぎましょう



郷原町でキクを栽培している、谷 正典さん(76歳)・新子さん(76歳)ご夫婦。花好きの新子さんが、減反をきっかけにキクの栽培を始めた。現在の栽培面積は1反半で、6月から11月まで呉農協や呉花き地方卸売市場に出荷している。また、葉ボタンも栽培し、12月には約1万4千本を沖縄県へ送り出している。

呉市農業委員会

農地の貸し借りを支援 農地中間管理事業を活用しませんか



黒田 正純さん(65歳)

豊島に生まれ高校進学と同時に広に下宿。農林水産省に勤務し、定年を機に故郷にUターンした。さらにその後、東京から3年前に移住し、2年間の栽培研修を終えた息子の佑さん(38歳)とともに1.5ヘクタールでレモン栽培と振興に情熱を燃やしている。



↑昨年3月に改植したレモンの苗木の手入れに余念がない黒田さん

農地中間管理事業を活用する大きな利点は「当事者同士が貸し借りの条件を相対で話し合うよりも、公的機関の農地中間管理機構が間に入ってくれるので話がまとまりやすいことです。例えば賃借料を決めるときも、お互い顔見知りだからお金の話はしにくいわけです。その点、管理機構が調整してくれるのでとても助かります。また、管理機構へ賃借料を納めれば、複数の出し手に管理機構が支払ってくれますし、出し手の方が亡くなられたときは、管理機構が新たな相続人や振込先の確認など、さまざまな事務手続きをしてくれるので、栽培に専念することがができます」。

経営支援対策事業を活用して約200本のレモンに改植した。さらに軽トラックが通られる園内道も整備した。「以前はモノレールで収穫物を道路まで運び出していました。が、これからはトラックに直接積めるのでひと手間省けます。本格的な収穫が始まるまでには舗装もするつもりです」と目を細める。

黒田さんが定年退職してすぐに故郷へ戻ってきた理由を尋ねると「65歳まで東京で勤務延長する選択肢もありましたが、それから戻ってレモンに改植していたら収穫できるのは70歳。これからの生き方を考えたとき、60歳でスタートラインに立たないと遅い!と思ったからです。私が働いていた間は、姉や知人

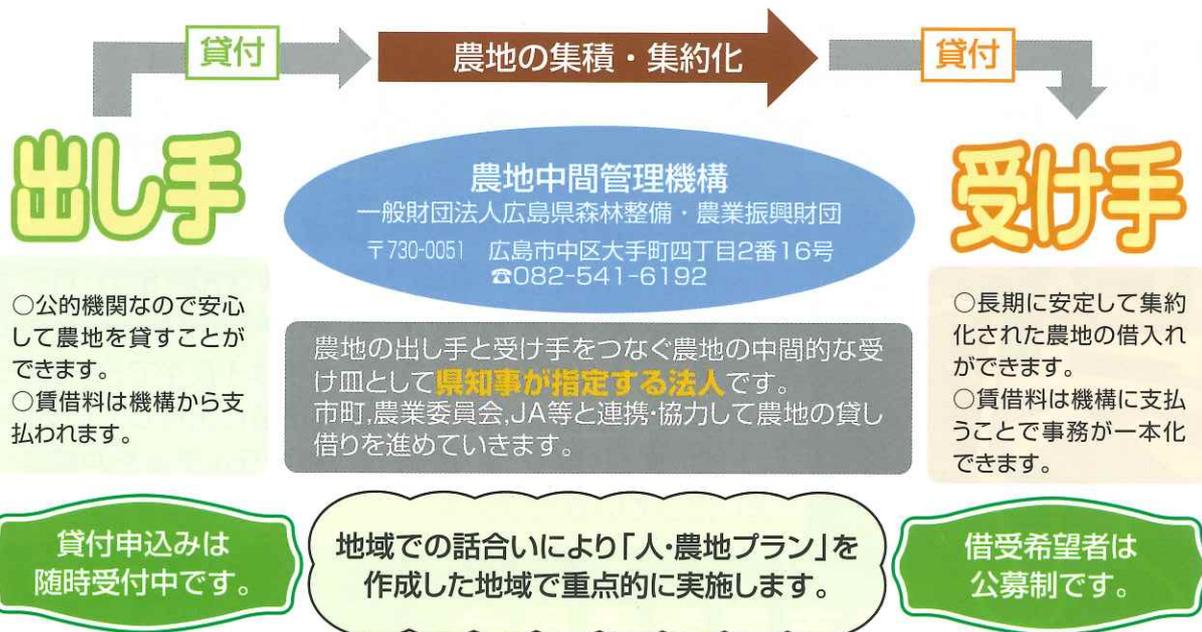
に農地を守ってもらいました。戻るのが遅れて、そこを荒らしてしまふのは大変申し訳ないことです」。

栽培されている所と荒れている所とがQRコードのようなモザイク模様になりつつある園地を眺めながら「これからはどの農地を残すかエリアを決めて、将来に渡って栽培してくれる人に農地を集積して守っていくことも大切だと考えています。過疎が進んで自分が生まれ育った故郷の農地が廃れるのは避けたい。そのためには生活の糧であるカンキツ産地を何とかして残したい!」と黒田さんは力を込める。

農地を貸し借りするには①農地法第3条による農業委員会からの許可と②農業経営基盤強化法に基づく利用権の設定とがある。今回は②の方法のうち農地中間管理事業を活用して、自ら所有する農地に隣接する50アールの農地を10年間借りている黒田正純さんに、その利点や農業への熱い思いを聞いてみた。

農地中間管理事業のしくみ

平成26年度から始まった農地の新しい貸し借りのしくみです。





呉市農業委員会
会長 北村 正次 (62歳)

大崎下島に生まれ、川尻町在住。レモンやミカン・ブルーベリーなどを川尻町と豊町で約1ヘクタール栽培する認定農業者。農業委員として10期目で、会長に就任して、今年の8月から6年目になる。

「農業が趣味と言ってもいいくらい楽しくて」と北村会長。小学生の頃には、大崎下島から農船に乗って川尻町のミカン畑へ通い、鎌で草刈りをしていたと思いを笑顔で振り返る。そのミカン畑は、父親が畑を広げようと昭和38年に山を買ってブルドーザーで切り開いたものだ。その後、造園を学び住宅メーカーに就職していたが、転職が訪れたのは23歳の時。跡を継ぐため川尻町に戻って農業を始めた。今で言う「Jターン」である。チャレンジ精神旺盛な北村会長は、県内で9番目にハウスミカンの栽培に取り組み、3分の1の県内生産面積を誇ったこともある。いつしか梅雨の時期に夜の気温が下がらなくなり生産が難しくなったため、北村会長はその畑を気候的に作りやすく、夏場に出荷できるブルーベリーに切り替え、さらにはレモンの

生産拡大に乗り出した。今年の4月からは転職してきた若者を市の事業も活用し研修生として受け入れ指導中。「将来は自分の畑を任せたい」と未来を見据え目を細める。農業後継者不足が叫ばれて久しいが、今年の5月に農地関連法が改正され、半農半X実践者（農業と他の仕事(X「エックス」)を組み合わせた働き方)など幅広い人材の就農を促すため、農地取得時の下限面積要件が撤廃されることになった。「私も農業をしながら造園業を営んでいるので、今で言う半農半Xの先駆けだったと言えますね(笑)。呉は農地が小さく大規模経営が難しいので、農地を守るという観点からも半農半Xが合うと思います」。最近の資材や肥料等の高騰について「経費が上がっても売上げの単価は上がらない。自分

で価格を決められないのが原因だが、消費者が求めているものを生産し、販路を自分でも開拓して売っていければ農業はまだまだもうかるはず。食べていける農業を模索中です」と力を込める。レモンを使った6次産業化にも取り組み、レモンスカッシュの製造・販売もしている。北村会長が昔から大切にしている言葉は「人と人との繋がりが」。4人の子どもを育てる中、PTA活動にも取り組み、小・中・高の会長や全国組織の監事を務めたこともある。「レモンスカッシュを作るときにはその繋がりで、昔の仲間が今でも手伝ってくれたりするんです。また、農地の貸し借りにしても人との繋がりで成立したりします」。今も遊休農地を借りて経営規模を拡大中。これからも北村会長のチャレンジはまだまだ続きそうだ。



↑夏季の収入源にと4品種150本のブルーベリーを栽培。軸が赤くなったら収穫のサイン

安心で豊かな老後を 農業者年金に加入しませんか

令和4年から農業者年金制度が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

農業経営と老後の生活を守るため、農業者年金に加入しましょう。

【改正点】

①若い農業者が加入しやすいよう、35歳未満で認定農業者に該当しないなど一定の要件を満たす方は、月額保険料一万円(千円単位で選択可)から通常加入できるようになりました。

②受給開始時期を、65歳以上75歳未満の間で選択できるようにになりました(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

③農業者年金の加入可能年齢の上限が65歳に引き上げられました(国民年金の任意加入者に限

ります)

【加入要件】

年間60日以上農業に従事している①60歳未満の国民年金第1号被保険者②60歳以上65歳以下の国民年金任意加入者

【利点】

①支払った保険料は、全額社会保険控除の対象で、支払われる年金も公的年金等控除が適用されます。また、80歳前に亡くなった場合に遺族へ支払われる死亡一時金は非課税です。

②認定農業者で39歳までの加入など、一定の要件を備えた意欲のある担い手には、国から保険料の補助が受けられます。

【申込先】

農業委員会事務局
(☎25-3481)・各農協へ

日本の農と食を伝える 「全国農業新聞」を 読みませんか

全国農業新聞は、現場で役立つ栽培技術・流通の情報や、魅力的な農家の取り組み、1週間の農政の動きなどを幅広く伝え、経営発展などに役立つ農業についての総合専門誌です。

また、地方版も充実し、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報なども掲載しています。

※電子版(専用サイトから申し込み。月額500円)もあります

◎発行日 毎週金曜日

◎購読料 月額700円

◎申込先 農業委員会事務局

☎25-3481



「活用ください！」

農業関係の支援制度

※見出しが赤色の事業は新規事業です。

スマート農業等の取組を支援します

担い手等が人工知能やIoTなどの先端技術を活用した機器等を導入する際の経費や、販売農家がオンラインによる新たな販路拡大に取り組み際の講習経費を支援します。

■スマート農業施設等整備事業

対象者 認定農業者、認定新規就農者等の地域農業の担い手等
対象経費 ビニールハウス等に設置する統合型環境制御システムの購入・設置費



助成金額 対象経費の2分の1以内(上限百万円)

■オンライン販路開拓等支援事業

対象者 販売農家(年間の農産物販売額がおおむね五百万円以上)及びその団体

対象経費 オンライン販売に係る魅力的な写真の撮り方やPR文章の書き方等講習経費

助成金額 対象経費の2分の1以内(上限二十万円)

☎25133188
園農林水産課



新規就農者の経営安定を支援します

■新規就農定着支援奨励金

市内で営農を開始して5年以内で60歳以下の方(農業者大学校卒業者またはそれと同等の技術を有する方など)に、就農初期に必要な設備・機械の導入、農地の取得等に要する経費の一部を助成します。

助成金額 百万円/件以内(新規就農者は経費の全額、後継者は経費の2分の1)

■実践農業技術研修支援奨励金

新規就農希望者(研修終了時45歳以下)の就農前研修(6カ月以上2年以内)受入先(市内認定農業者)に、年間九十六万円以内を支給します。

☎0374
園農業振興センター

遊休農地の再生を支援します

5年以上の耕作を行う目的で、市内の遊休農地を5アール以上再生する農業者等の取組に対して助成します。

対象者 10アール以上の農地を所有(借地含む)していること

対象経費

①草刈、抜根、整地に要する経費(労務費(本人以外のもの)、消耗品費(小農具等)、機械器具等借上代、燃料費等)

②土壌改良に要する経費(堆肥・土壌改良材等)で、①の再生作業が行われた農地が対象

助成金額 2分の1以内(上限七千五百円/アール)。1事業主体当たり三十万円以内

☎25133188
園農林水産課

イノシシ等の防護柵設置や捕獲を支援します

有害鳥獣による農作物等の被害を未然に防ぐ事業や捕獲に対する支援を行います。

■箱わな購入支援事業

農地等へ設置する箱わなの購入費用の一部を助成します。

対象者 狩猟免許を所持し、有害獣による農作物被害等を防止する目的で箱わなを購入する方

助成金額 対象経費の2分の1以内(上限五万円/基)



※同一年度で1世帯1基まで申請可能

防護柵等資材購入助成事業

防護柵等の設置または既に設置してある防護柵等の補修に要する資材購入費用や、畦畔の復旧等に必要な植生土のう袋の購入費用の一部を助成します(金網柵・トタン柵・ネット柵は延長50メートル以上等の条件があります)。

助成金額 事業対象資材の購入経費の3分の1以内(同一年度で六万円以内)

■大規模防護柵貸与事業

農業者等が共同で大規模な防護柵を設置する場合には、必要な資材を無料でお貸しします。

対象者 販売農家3戸以上を含む農業者等により組織された団体
貸与の主な条件

■**捕獲報償金** 呉市内で適法に有害鳥獣を捕獲した方に助成します。

■**捕獲報償金** イノシシ・シカ四千円/頭、サル一万円/頭

■**埋設報償金** イノシシ・シカ・サル五千円/頭(狩猟による捕獲の場合を除く)

■**狩猟免許取得助成** 有害鳥獣捕獲のため、新たに狩猟免許を取得する場合に、講習会受講料と試験受験料を助成します。

☎25133399
園農林水産課

農業用ため池の維持・点検

問い合わせ：農林土木課 ☎25-3323

台風などの大雨に備えて、日頃から所有者・管理者が草刈りなどの維持管理・点検などを行い、異常を早期発見できるようにしましょう。



- 洪水吐、取水施設及び堤体の点検を行ってください。
- 洪水時に備え、洪水吐のつまりの原因となる、ため池内の流木・浮遊物を除去してください。
- かんがい用水の確保に留意しつつ、可能な範囲で水位を低下させてください。
- ため池の変状が認められた場合は、呉市役所農林土木課へご連絡ください。